

○江田島市定住促進家賃補助金交付要綱

令和 2 年 7 月 7 日

制定

(趣旨)

第 1 条 本市への定住の促進及び地域の活性化を図るため、市内の民間賃貸住宅に市外から移り住む若年・子育て世帯に対し、予算の範囲内で江田島市定住促進家賃補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則(平成 16 年江田島市規則第 50 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住を前提に本市を住所地として住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。ただし、単身赴任のほか、事業所又は自己の都合で一時的に本市に居住していることが明らかな場合を除く。
- (2) 民間賃貸住宅 建物所有者等との間で賃貸借契約を締結し、賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 市営住宅その他の公的な賃貸住宅
 - イ 社宅、官舎、寮等の雇用者から貸与されている住宅
 - ウ 3 親等内の親族が所有している住宅
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。)の月額をいう。
- (4) 入居者 民間賃貸住宅に居住する全ての者をいう。
- (5) 移住活動 市内への移住の実現に向け、江田島市土木建築部都市整備課又は一般社団法人フウドを来訪し、相談を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- （1） 令和2年4月1日以降に定住の意思をもって市外から転入し、転入日の前日から起算して2年以内に市内に住所を有していなかった者
 - （2） 市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、現に居住し、その家賃を支払っている者
 - （3） 第7条第2項に規定する交付申請日（以下「交付申請日」という。）において、夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）のいずれかが40歳未満である世帯又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもがいる世帯に属する者
 - （4） 入居者のいずれかが交付申請日以前に移住活動を行ったことがある者
- （適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、入居者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助の対象としない。

- （1） 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項及び第2項に規定する一般職の地方公務員である場合
- （2） 市税等を滞納している場合
- （3） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
- （4） 家賃を滞納している場合
- （5） 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係にある場合
- （6） 市が交付する補助金のうち、この要綱に規定する補助金に相当する補助を受けたことがある場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)

は、月ごとに算定し、家賃の額(事業主が従業員に支給する住宅手当がある場合は、これを控除した後の額)とする。この場合において、住宅手当には、事業主が民間賃貸住宅の所有者等に直接支払う額を含む。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は10,000円のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

3 補助対象期間は、補助金支給の対象開始月(交付申請日の属する月の翌月をいう。)から通算して12月を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、江田島市定住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号にあっては、住宅手当の支給を受けている者に限る。

(1) 住宅手当支給証明書(様式第2号)

(2) 誓約書兼同意書

(3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(4) 入居者全員の住民票の写し及び戸籍の附票の写し(過去2年間の住所履歴が分かるもの)

(5) 入居者全員の市税等の滞納がないことを証明する書類

(6) 交付申請日の属する月又はその前月の家賃の支払を証明する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、初年度においては交付申請に係る賃貸借契約の締結の日又は本市に転入した日のいずれか遅い日から起算して90日以内に行うものとする。

3 交付申請は、年度ごとに行うものとし、交付申請初年度の翌年度においては、当該年度の4月中に行うものとする。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、江田島市定住促進家賃補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条の交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知後、江田島市定住促進家賃補助金交付請求書（様式第4号）に家賃の支払が確認できる書類を添えて、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 補助金の交付請求は、年度中に2回とし、その時期は、4月分から9月分までを9月1日から9月30日までの間に、10月分から3月分までを3月1日から3月31日までの間に行うものとする。

（交付）

第10条 市長は、前条第1項の交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付申請内容の変更）

第11条 交付決定者は、第7条第1項の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、速やかに江田島市定住促進家賃補助金変更交付申請書（様式第5号）に変更内容を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、江田島市定住促進家賃補助金変更交付決定（却下）

通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

（2） 第 4 条各号のいずれかに該当するに至った場合

（3） 江田島市定住促進家賃補助金交付申請書に記載した住宅を居住以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡した場合

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反した場合

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 7 月 7 日（以下「施行日」という。）から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金から適用する。

（令和 2 年度の特例）

2 令和 2 年 10 月 31 日までになされた、令和 2 年 4 月 1 日から施行日までに市外から転入した世帯に係る申請については、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、期限内に行われたものとみなす。

3 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 2 度に限り、4 月分から 3 月分までの補助金の交付請求は、3 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行うものとする。

附 則（令和 3 年 11 月 2 日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の規定によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の事項を補正して使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 8 日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 0 日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 0 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の規定によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要の事項を補正して使用することができる。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

江 田 島 市 長 様

交付申請者 住所
氏名
電話番号

江田島市定住促進家賃補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

入居した住宅名称							
所在地							
契約期間		年 月 日から 年 月 日まで					
家賃①		月額 円（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）					
入 居 者 情 報	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先		
					会社名	電話	
					所在地		
					会社名	電話	
					所在地		
					会社名	電話	
					所在地		
住宅手当②		円		交付申請額（月額） （①-②）*1/2（上限 1 万円）		円	
生活保護法等による公的助成の有無 ☐ 受けている ☐ 受けていない							

- ※ 添付書類
- ① 住宅手当支給証明書（様式第 2 号）・・・該当者のみ
 - ② 誓約書兼同意書（様式第 1 号裏面）
 - ③ 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - ④ 入居者全員の住民票の写し
 - ⑤ 入居者全員の戸籍の附票の写し（過去 2 年間の住所履歴が分かるもの）
 - ⑥ 入居者全員の市税等の滞納がないことを証明する書類
 - ⑦ 交付申請日の属する月又はその前月の家賃の支払を証明する書類

(申請時に提出)

誓 約 書 兼 同 意 書

私は、江田島市の市民として定住の意志をもって居住します。ただし、江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第12条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第2項の規定による補助金の返還に応じます。

また、交付申請に当たり、江田島市長が私を含む入居者全員について次の事項に関する調査を行うことに同意します。

- 1 住民登録情報
- 2 市税等の収納情報
- 3 生活保護の該当の有無
- 4 暴力団員等の関係の有無
- 5 家賃の支払状況及び住宅手当の支給確認のための貸主及び勤務先への照会

江 田 島 市 長 様

年 月 日

本人署名欄 _____

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

江田島市長様

所在地

会社名

代表者名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

江田島市定住促進家賃補助金の交付申請に当たり、当社（団体）に勤務している次の者に係る住宅手当支給（当社（団体）で民間賃貸住宅の所有者等に直接支払する場合を含む。）状況について、次のとおり証明します。

1 勤務者について

勤務者住所	
勤務者氏名	

2 住宅手当の対象となる契約家賃について

月額 円

3 住宅手当支給状況について（該当するものに☑をしてください。）

住宅手当の支給状況	支給月額	今後について
☐現在支給している	円	☐今後も継続して支給する。
		☐支給は取りやめる。（予定 月頃）
☐現在支給していない	—	☐今後も支給の予定はない。
	円	☐今後支給を予定している。 （支給開始予定月 年 月）

※ 参考（江田島市定住促進家賃補助金の概要）

- ・（契約家賃月額－住宅手当支給額）×1／2＝補助金月額（1,000円未満切捨て）
- ・契約家賃額には、共益費、管理費、駐車場代等を除く。
- ・補助金月額の上限は10,000円とする。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

江 田 島 市 長 

江田島市定住促進家賃補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった江田島市定住促進家賃補助金については、次のとおり交付を決定（却下）したので、江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

（交付決定の場合）

- 1 交付決定額 金 円（月額）
- 2 補助対象期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 交付の条件
 - （1） 補助金の交付請求は、江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第9条第2項に定められた期間の家賃について、それぞれ定められた期限までに行うこと。
 - （2） 民間賃貸住宅の家賃、住宅手当の額その他交付申請の内容に変更が生じた場合には、江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第11条第1項の規定により速やかに江田島市定住促進家賃補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出すること。
 - （3） 江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第12条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第2項の規定により、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
 - （4） 市長から書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた書類を提出すること。

（交付却下の場合）

却下の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

江 田 島 市 長 様

交付決定者 住所
氏名
電話

印

江田島市定住促進家賃補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた江田島市定住促進補助金について、江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり交付されるよう請求します。

1 請求金額 金 円
交付決定額（月額） 円× 月

2 請求対象期間
年 月分から 年 月分まで

3 振込指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協・（ ）
支店名等	本店・支店・出張所・（ ）
口座種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
口座名義人	フリガナ

※ 口座名義人は、交付決定者と同一にしてください。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

江田島市長様

交付決定者 住所
氏名
電話

江田島市定住促進家賃補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた江田島市定住促進家賃補助金について、次のとおり変更が生じたので、江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 家賃・住宅手当・勤務先の変更について

変更事項	変更内容	変更年月日
家賃	変更前 月額 円	年 月分から
	変更後 月額 円	
住居手当	変更前 月額 円	年 月分から
	変更後 月額 円	
勤務先（変更後）	会社名	年 月から
	所在地	
	電 話	

2 その他の変更について

変更事項	変更内容	変更年月日
住所	転居・転出先の住所	年 月 日
その他	内容	

※ 添付書類
変更内容を証明する書類

様式第6号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

江田島市長



江田島市定住促進家賃補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった江田島市定住促進家賃補助金について、次のとおり変更交付を決定（却下）したので、江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第11条第2項の規定により、通知します。

（変更交付決定の場合）

- 1 変更交付決定額 金 円（月額）
- 2 補助対象期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 交付の条件
 - （1） 江田島市定住促進家賃補助金交付要綱第12条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第2項の規定により、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
 - （2） 市長から書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた書類を提出すること。

（変更交付却下の場合）

却下の理由

様式第 1 号（第 7 条 関係）

様式第 2 号（第 7 条 関係）

様式第 3 号（第 8 条 関係）

様式第 4 号（第 9 条 関係）

様式第 5 号（第 1 1 条 関係）

様式第 6 号（第 1 1 条 関係）